

第 6/2021 号

2021 年 12 月 23 日

**タイBOIは、投資促進措置ならびにEEC恩典措置の延長
および特別経済開発区の追加を承認**

タイ投資委員会（BOI）は12月20日の会議で投資促進措置およびEEC恩典措置の延長、ヨーティ・メディカル・イノベーション地区への特別恩典パッケージ、そしてアジア工科大学院（Asian Institute of Technology：略称AIT）とタイ科学技術研究所（Thailand Institute of Scientific and Technological Research：略称TISTR）を科学技術区として認定する等、多くの政策措置を承認した。

経済回復へ向けた投資の一層の促進を目的として、委員会は大型プロジェクトへの投資を加速させるため、既存の大型プロジェクトを対象とした優遇措置の一年間の延長を承認した。同措置の対象となるA1~A3グループの標準的な5~8年間の法人所得税（CIT）の免除に加えて、2022年末までに申請したプロジェクトに対し、奨励証書発給から12ヵ月以内に10億バーツ以上の投資を実施することを条件に、更に5年間にわたり法人所得税（CIT）の50%減税の優遇措置を付与する、とドゥアンジャイ長官は述べた。

「全体的な景況感は改善しているが、コロナウイルスの変異種に起因し、依然不透明な状況が続いているため、投資を支援するための継続的な恩典が必要だ」とドゥアンジャイ長官は述べた。

東部経済回廊（EEC）はタイにおける主要な投資対象地域であり、特にターゲット産業への投資が多いことから、EEC向け投資奨励措置の延長を承認した。ターゲット産業への投資が協同教育プログラム（Co-operative Education Programs）、職業統合学習（Work-integrated Learning: WiL）およびデュアル職業訓練プログラム（Dual Education Programs）等の人材育成プログラムに貢献している場合、追加で法人所得税の優遇措置を受けることができる。これらの追加恩典についても2022年末までに申請を行う必要がある。但し、EECa（東部臨空都市）、EECi（イノベーション特区）、EECd（デジタル特区）、EECmd（医療特区）、EECg（遺伝子医療特区）等の特定産業促進区（申請期限を設けていない地域）、工業団地や投資奨励された工業区への投資は引続き税制上の追加優遇措置（2年間の法人所得税（CIT）の50%減税、または1年間の免税）の対象となる。

タイが地域の医療ハブとしての地位を高める取り組みを支援するため、BOIはバンコク中心部に位置する国家イノベーション庁（NIA）の新しい取り組みとして、人材、知識、技術の面で国際的に認められたタイの医療能力の構築を目指す「ヨーティ・メディカル・イノベーション地区」を投資促進区として認定することを承認した。この構想は、遠隔医療や精密医療等の有望な分野におけるディープテクノロジーの開発、医療関連のスタートアップやイノベーションの誘致において、地域の様々な機関と民間セクターとの協力を強化することを目的としている。この地域には現在7つの病院（合計7,000床）と6つの医学部が立地し、4,600人の医療スタッフが医療に従事している。今回の措置により、対象分野へ投資し、かつ同地域の教育・研究機関と連携し、ディープテクノロジーや関連人材の育成

を行う場合に、更に5年間にわたり法人所得税の50%減税が受けられることになる。

また、AITのキャンパス全体とTISTRの専用エリアを科学技術区として認定した。1959年に設立されたAITは修士課程と博士課程および技術分野の研究施設を有する地域を代表する大学院機関である。TISTRは科学技術の研究を通じて国家競争力を強化することを目的として1963年に設立された研究所。これらの地区への適格な投資は、通常の優遇措置に加え、更に5年間にわたり法人所得税（CIT）を50%減税することを含む特別優遇措置を享受できる。

「これらの措置が2022年の投資拡大に寄与し、成長が見込まれる分野での産学連携の促進に貢献すると期待している。」とドゥアンジャイ長官は付け加えた。

お問い合わせ先：

本情報便の内容についてのご質問、タイ進出に関するご相談がおありの方は、ぜひお気軽に下記のタイ投資委員会（BOI）東京事務所または大阪事務所までご連絡を頂ければと存じます。

BOI 東京事務所

タイ王国大使館経済・投資事務所
〒107-0052 東京都港区赤坂2-11-3
福田ビルウェスト8階
Tel. : 03 3582 1806
E-mail : tyo@boi.go.th
Facebook : <https://www.facebook.com/BOITokyoOffice>

BOI 大阪事務所

タイ王国大阪総領事館
〒541-0056 大阪府大阪市中央区久太郎1-9-16
バンコク銀行ビル7階
※BOI大阪事務所の管轄エリアは、関西、中国および四国
Tel. : 06 6271 1395
E-mail : osaka@boi.go.th
Facebook: <https://www.facebook.com/boiosaka>

Line : @boinews

Facebook : BOI NEWS

BOIのホームページ : www.boi.go.th